別記様式を次のように改める。

別記様式

表　　面

第　　号

身　分　証　明　書

写　真

官　　職
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
発行年月日　　年　　月　　日

上記の者は、日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

農林水産大臣

裏　　面

日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の条項

１．日本農林規格等に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）第６５条第２項及び第４項
２．農産物検査法（昭和２６年法律第１４４号）第３１条第１項及び第２項
３．主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第１１３号）第５２条第１項
４．牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成１５年法律第７２号）第１９条第１項から第３項まで
５．米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成２１年法律第２６号）第１０条第１項
６．食品表示法（平成２５年法律第７０号）第８条第２項
７．特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第７９号）第１２条第１項

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

（農林水産省組織規則の一部改正）

第五条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項に次の一号を加える。

七　特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第二項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。以下同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（同法第七条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令並びに同法第十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施（以下「勧告等」という。）に係るものに限る。）。

第百六十二条中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。

第百七十六条に次の一号を加える。

七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。

第二百九十二条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。

第三百七条に次の一号を加える。

七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。